

安八町告示第127号

### 安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年9月5日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年9月18日

安八町監査委員 清 伸二 

記

#### 第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

令和元年9月5日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年8月9日、安八町議会常任委員会視察研修の折の宿泊代（今村厚土分）9,800円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

#### (添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年7月25日付 安総第2945号 情報公開請求却下通知書
4. 令和元年7月25日付 安総第2946号 情報公開請求却下通知書
5. 令和元年7月25日付 安総第2947号 情報公開請求却下通知書

6. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
7. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
8. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料  
(タクシ一代) の戻入れについて (戻入れ金額 175,250円)

## 第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年9月6日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

## 第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年8月9日、安八町議会常任委員会視察研修の折の宿泊代(今村厚士分)9,800円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

## 第4 監査委員の除斥

大平文雄監査委員においては、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に直接の利害関係があることから法第199条の2の規定により本件監査から除斥した。

## 第5 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年9月12日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年9月9日に欠席の連絡があつたため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

## 2 監査の実施

### (1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和元年9月12日に監査を実施した。

### (2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

## 第6 事実関係の確認

### 1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成30年8月9日(木)から平成30年8月10日(金)までの2日間、安八町(以下「町」という。)の防災対策の充実と公営温泉の経営方針を学ぶこととして、安八町議会常任委員会視察研修(以下「視察研修」という。)が行われた。
- (2) (1)には、安八町議会総務産建・民生文教常任委員会の委員10名(以下「委員ら」という。)と総務課長 山田靖(防災行政の責任者)、福祉課長 坂和由(福祉行政の責任者)、議会事務局長 今村厚士(議会事務局の責任者)の計13名であった。
- (3) (1)のうち、平成30年8月9日(木)は、愛知県豊川市役所を訪問し、豊川市の防災対策(市内すべての小中学校に整備されている貯留式マンホールトイレ)の考え方と現状について研修した。
- (4) (1)のうち、平成30年8月10日(金)は、長野県松川町清流苑(公営温泉)を訪問し、公営温泉の現状と経営について研修した。
- (5) 視察研修は1泊2日であったことから、(3)から(4)にかけて、岐阜県中津川市内のホテルに宿泊した。
- (6) 平成30年9月14日、(1)の目的をもって視察研修に随行した総務課長 山田靖、福祉課長 坂和由、議会事務局長 今村厚士の(5)に係る宿泊料が、安八町職員の旅費に関する条例第16条の規定に基づき一般会計から支出され、そ

それぞれに支払われた。

(7) (2) は、視察研修の機会を利用して、それぞれの立場で (1) の目的を達成した。

## 第7 判断に当たっての関係法令等について

### 1 安八町職員の旅費に関する条例 (以下「旅費条例」という。)

#### 第6条 (普通旅費の種類)

##### 第6項

宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する旨が規定されている。

#### 第16条 (宿泊料)

##### 第1項

宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表1の定額による旨が規定されている。

### 2 最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻第3号431頁

住民監査請求や住民訴訟の対象は公金の支出等6つの財務会計行為に(財務会計上の行為又は怠る事実)に限って認められており、財務会計行為以外の一般行政条の行為(非財務会計行為)は、たとえそれが違法なものであってもこれを対象とすることはできない。

## 第8 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「今村厚士は安八町を代表して本件に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならぬことは言うまでもない。また、復命された書類等が無ければ、そもそも、本件の会に出席したのかすら疑義を持たれるものである。また、領収書が添付されておらず宿泊代を支払ったことも証することができず疑義を持たれるものであるといわざるをえない。公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシ一代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。最後に本件の旅費(宿泊代)の支出に関して、安八町支出負担行為の整理区分に関する規則 別表

第1「7 旅費」の「支出負担行為に必要な書類」に「請求書、旅行命令書」と規定されているが本件の支出負担行為には「請求書」も「旅行命令書」も無く、安八町支出負担行為の整理区分に関する規則に規定されている「支出負担行為に必要な書類」が備わっていない違法もしくは不当な公金の支出である。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、第6 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(2) のとおり、今村厚士が安八町役場議会事務局長との立場で視察研修に随行することについて検討した。

今村厚士は委員らと、視察研修の機会を利用して、町の議会事務の責任者として、効率的な議會議員の調査又は研修活動の補助事務に関する当面の課題等を説明し、豊川市役所の議会事務局長らと意見交換等を行っている。

つまり、今村厚士が視察研修に随行することは、議会事務の補助責任者として、豊川市役所の議会事務長らと相互理解や人間関係を深めるためにも有意義なものであり、かつ、町の議会事務を効率的に進めていくための責任者としてその職務を遂行していることにほかならない。

これらの事情を考慮すると、今村厚士が将来を見据えたまちづくりを推進していく町の意思を決定するために、先進地事例を積極的に学び、委員らの見識を深めるために行われた視察研修に随行したことは、議会事務局長として適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

以上のことから、視察研修の機会を利用して、議会事務を効率的に進めていくために、豊川市の議会事務局長らと交流を深めつつ、職務遂行に関する意見交換をすることは、町の議会事務の責任者である議会事務局長 今村厚士の職務の範囲であり、公務である視察研修に付隨して支出された、旅費条例第16条第1項の規定に基づき支出された本件請求にいう宿泊代は、町に損害を与えるものではないと判断した。

なお、請求人が請求の理由3の後段で主張している、「本件の旅費（宿泊代）の支出に関して、安八町支出負担行為の整理区分に関する規則 別表第1「7 旅費」の「支出負担行為に必要な書類」に「請求書、旅行命令書」と規定されているが本件の支出負担行為には「請求書」も「旅行命令書」も無く、安八町支出負担行為の整理区分に関する規則に規定されている「支出負担行為に必要な書類」が備わっていない違法もしくは不当な公金の支出である。」についてだが、行政事務のあり方を指摘しているものであって、法第242条第1項の趣旨に該当するものではないと判断したことから本件監査では検討しないこととした。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由3の記載のとおり、「公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシ一代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

#### 第9 監査委員の意見

本件監査請求とは直接関係あることではないが、公金を支出するための事務手続きにおいて使用する関係規則等に定められた様式の整理、又は見直しを早急に実施すべきであることを申し添える。